

岩手県気候変動適応センター設置要綱

(設置)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条の規定に基づき、岩手県域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、「岩手県気候変動適応センター」（以下「センター」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 センターは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言
- (2) 前号に掲げるもののほか、岩手県における気候変動適応を推進するために必要な業務

(組織)

第3条 センターは、センター長、副センター長及びセンター職員をもって組織する。

- 2 センター長は、環境生活部長をもって充てるものとし、センターを総括する。
- 3 副センター長は、環境生活部副部長及び環境保健研究センター所長をもって充てるものとし、センター長を補佐する。
- 4 センター職員は、次に掲げる者をもって充てるものとする。
 - (1) 環境生活部環境生活企画室の職員のうち、気候変動適応に関する業務を行う者
 - (2) 環境保健研究センターの職員のうち、気候変動適応に関する業務を行う者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、センター長が必要と認める者

(事務局)

第4条 センターの事務を処理するため、環境生活部環境生活企画室内に事務局を置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月15日から施行する。